

寺院の適切な管理運営について

- ▷ 所属寺変更許可申請書
- ▷ 改姓(名)届
- ▷ 改名御添書交付願
- ▷ 度牒再交付願

寺院活動支援部 〈一般寺院担当〉

宗門総合振興計画の一環として、適正な寺院運営の啓蒙・普及のため、『宗報』（平成30年4月号）より、寺院の運営に直接関わる「願記等」の取り扱いについて掲載しております。

今号は、僧侶個人の手続きについて掲載いたします。

▽ 所属寺変更許可申請書

僧侶が、その所属する寺院を変更しようとするときは、所属している寺院及び新たに所属しようとする寺院の住職の承認を得た後、総局の許可を受けなければなりません。

また、結婚その他の理由で他の寺院の戸籍に入ったときは、当該寺院の寺族となることから直ちに僧籍を移さなければなりません。

「所属寺変更許可申請書」は、以下のように「願記等」を作成します。

1. 申請書

(1) 申請者

所属寺を変更しようとする本人が、現在所属の寺院から申請します。

〔註〕 新旧所属寺院の住職又は住職代務の承認が必要で

す。

〔註〕 住職又は住職代務がともに欠けている場合は、寺族代表者の承認をもってかえることができます。

〔註〕 住職、責任役員及び寺族代表者が所属寺を変更しようとするときは、後任者の任命手続きを完了した後申請します。

〔註〕 解散する寺院又は吸収合併により吸収される寺院の住職に限り、住職の職分のまま申請できます。

(2) 進達方法

先に新旧所属寺院の住職又は住職代務による承認を得た後に、新旧所属の組長及び教務所長を経由して総局に進達します。

2. その他

所属寺変更に伴い、届出の現住所に変更がある場合は、現住所変更届の提出が必要となります。

▽ 改姓(名)届

住職は、所属する僧侶の氏名に変更(改姓名)があったときは、直ちに総局に届け出なければなりません。

「改姓(名)届」は、以下のよう「願記等」を作成します。

1. 届出書

(1) 届出者

住職又は住職代務。

(2) 記載内容

氏名に変更がある者の現在僧籍台帳に登録されている氏名、変更後の氏名及び改姓名の事実が発生した日を明記します。

2. 添付書類

(1) 戸籍抄本

〔註〕 改姓名の事実(届出年月日等)が記載されているものを添付します。

「所属寺変更許可申請書」と「改姓(名)届」を同時に提出する場合の注意点

「所属寺変更許可申請書」を基準とし、「所属寺変更許可申請書」に記載する申請者名は、改姓前の氏名で申請します。「改姓(名)届」は、所属寺に変更があったとみなすため、改姓前の氏名にて新所属寺の住職又は住職代務が届出します。

▽ 改名御添書交付願

得度式を受けた者は、国の法令の定めるところによって、その名を法名に改めることができます。そのために必要な添書の交付を申請するのが「改名御添書交付願」です。

「改名御添書交付願」は、以下のように「願記等」を作成します。

1. 申請書

(1) 申請者

本人。

〔註〕 住職又は住職代務の承認が必要です。

(2) 記載内容

申請者の現住所、所属寺、氏名（改姓名する前の氏名）、生年月日及び法名を明記します。

2. 添付書類

(1) 住民票（発行より3か月以内のもの）

3. 改名御添書交付後の手続き

(1) 家庭裁判所に改名許可の申立をします。

※申立書につきましては、家庭裁判所に直接ご確認ください。

(2) 裁判所にて改名許可後、本籍地において戸籍名の変更をします。

(3) 戸籍名の変更が完了した後、戸籍抄本を添えて「改姓（名）届」を提出します。

▽ 度牒再交付願

得度式を受けた者には、度牒どちよう及び法名が授与されます。度牒は、この宗門の僧侶であることの証明となります。

「願記等」の手続きにおいて、度牒の添付が必要なものがあ
り、所在が不明な場合は再交付を申請することができます。

1. 申請書

(1) 申請者

本人。

〔註〕 住職又は住職代務の承諾が必要です。

(2) 記載内容

申請者の本籍（都道府県）、現住所、所属寺及び氏名を明記します。

2. 添付書類

汚損、破損等による申請の場合は、度牒を添付して申請
します。

3. その他

度牒の添付が必要な「願記等」は次の通りです。

①「転出願」

②「帰俗願」

③「死亡届」

〔註〕 「死亡届」に限り、度牒を紛失している場合は「度牒紛失届」を提出します。